

実地指導の方法変更

一部オンライン可に

1日より実地指導の方は、オンラインなどでは連続した日程で行う法が一部変更された。主な活用することができると付け加えられた。また、事業所で作成、保存が行われている各種書

な変更点として、実地でなくても確認できる事項についてはオンラインの活用による対応が可能になった。同時に、実地指導という名称が「運営指導」に変更された。

新たに「指導の留意点」が追加され、1事業所当たり必要時間をできる限り短縮し、運営指導の頻度向上を図るとして、近隣に所在する事業所に対する運営指導について、効率化を進める変更

針に、「施設・設備や利用者などのサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（運営体制、報酬請求）については、できるだけ同日、まがなされている。

請求指導など対象

ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めないとするなど、効率化を進める変更